

令和8年度 浄水水質検査計画表（別表1）

水道事業名	関市上水道	水道技術管理者名
浄水場名	関市板取白谷浄水場	水道課 河村 弘和
採水の場所(住所及び施設名)	関市フラワーパーク板取	
水源種別	地下水 表流水 湧き水 その他	健康診断(検便)実施月
浄水方法	塩素滅菌 緩速ろ過 急速ろ過 膜ろ過 その他	1回目 12月
水質検査委託機関名称		2回目 月

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根 拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
12 フッ素及びその化合物	3ヶ月毎		●			●			○				●	4	基準値の5分の1超過
13 ホウ素及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタノ酸(PFOA)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
21 ベンゼン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
22 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
27 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 プロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
31 プロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
33 亜鉛及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
34 アルミニウム及びその化合物	年1回		●			●			○				●	4	基準値の5分の1超過
35 鉄及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
36 銅及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
37 ナトリウム及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
38 マンガン及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
39 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
40 カルシウム、マグネシウム等	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
41 蒸発残留物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
42 陰イオン界面活性剤	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
43 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
44 1・2・7-テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
45 非イオン界面活性剤	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
46 フェノール類	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
47 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
52 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		9	25	9	9	25	9	9	52	9	9	25	9		

※1 検査回数省略場合は根拠を記入すること。ただし年に1回以上は全項目検査を実施することを推奨する。

令和8年度 浄水水質検査計画表（別表1）

水道事業名	関市上水道	水道技術管理者名
浄水場名	関市板取岩本浄水場	水道課 河村 弘和
採水の場所(住所及び施設名)	関市板取岩本消防詰所	
水源種別	地下水 (表流水 湧き水 その他)	健康診断(検便)実施月
浄水方法	塩素滅菌 緩速ろ過 (急速ろ過 膜ろ過 その他)	1回目 12月
水質検査委託機関名称		2回目 月

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根 拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎			○				○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月毎			○				○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
12 フッ素及びその化合物	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタノ酸(PFOA)	3ヶ月毎			○				○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
21 ベンゼン	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
22 塩素酸	3ヶ月毎			○				○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロ酢酸	3ヶ月毎			○				○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 クロロホルム	3ヶ月毎			○				○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○				○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 ジブromクロロメタン	3ヶ月毎			○				○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
27 臭素酸	3ヶ月毎			○				○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロメタン及びブromホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎			○				○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○				○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 ブromジクロロメタン	3ヶ月毎			○				○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
31 ブromホルム	3ヶ月毎			○				○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○				○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
33 亜鉛及びその化合物	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
34 アルミニウム及びその化合物	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
35 鉄及びその化合物	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
36 銅及びその化合物	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
37 ナトリウム及びその化合物	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
38 マンガン及びその化合物	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
39 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
40 カルシウム、マグネシウム等	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
41 蒸発残留物	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
42 陰イオン界面活性剤	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
43 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
44 1・2・7-テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
45 非イオン界面活性剤	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
46 フェノール類	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
47 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
52 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		9	9	23	9	9	23	9	9	52	9	9	23		

※1 検査回数省略場合は根拠を記入すること。ただし年に1回以上は全項目検査を実施することを推奨する。

令和8年度 浄水水質検査計画表（別表1）

水道事業名	関市上水道	水道技術管理者名
浄水場名	関市板取南部地区浄水場	水道課 河村 弘和
採水の場所(住所及び施設名)	関市板取診療所	
水源種別	地下水 表流水 湧き水 その他	健康診断(検便)実施月
浄水方法	塩素滅菌 緩速ろ過 急速ろ過 膜ろ過 その他	1回目 12月
水質検査委託機関名称		2回目 月

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根 拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎			○				○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月毎			○				○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
12 フッ素及びその化合物	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタノ酸(PFOA)	3ヶ月毎			○				○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
21 ベンゼン	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
22 塩素酸	3ヶ月毎			○				○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロ酢酸	3ヶ月毎			○				○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 クロロホルム	3ヶ月毎			○				○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○				○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎			○				○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
27 臭素酸	3ヶ月毎			○				○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎			○				○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○				○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 プロモジクロロメタン	3ヶ月毎			○				○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
31 プロモホルム	3ヶ月毎			○				○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○				○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
33 亜鉛及びその化合物	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
34 アルミニウム及びその化合物	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
35 鉄及びその化合物	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
36 銅及びその化合物	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
37 ナトリウム及びその化合物	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
38 マンガン及びその化合物	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
39 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
40 カルシウム、マグネシウム等	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
41 蒸発残留物	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
42 陰イオン界面活性剤	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
43 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
44 1・2・7-テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
45 非イオン界面活性剤	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
46 フェノール類	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
47 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
52 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		9	9	23	9	9	23	9	9	52	9	9	23		

※1 検査回数省略場合は根拠を記入すること。ただし年に1回以上は全項目検査を実施することを推奨する。

令和8年度 浄水水質検査計画表（別表1）

水道事業名	関市上水道	水道技術管理者名
浄水場名	関市板取三友地区浄水場	水道課 河村 弘和
採水の場所(住所及び施設名)	関市三友地区農業集落排水処理場	
水源種別	地下水 表流水 湧き水 その他	健康診断(検便)実施月
浄水方法	塩素滅菌 緩速ろ過 急速ろ過 膜ろ過 その他	1回目 12月
水質検査委託機関名称		2回目 月

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根 拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
12 フッ素及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタノ酸(PFOA)	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
21 ベンゼン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
22 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
24 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
26 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
27 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
28 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
29 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
30 プロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
31 プロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
32 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
33 亜鉛及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
34 アルミニウム及びその化合物	3ヶ月毎		●			●			○			●		4	基準値の5分の1超過
35 鉄及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
36 銅及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
37 ナトリウム及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
38 マンガン及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
39 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
40 カルシウム、マグネシウム等	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
41 蒸発残留物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
42 陰イオン界面活性剤	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
43 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
44 1・2・7-テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
45 非イオン界面活性剤	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
46 フェノール類	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
47 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
52 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		9	24	9	9	24	9	9	52	9	9	24	9		

※1 検査回数省略場合は根拠を記入すること。ただし年に1回以上は全項目検査を実施することを推奨する。

令和8年度 浄水水質検査計画表（別表1）

水道事業名	関市上水道		水道技術管理者名
浄水場名	関市板取中切地区浄水場		水道課 河村 弘和
採水の場所(住所及び施設名)	関市板取消防団中切詰所		
水源種別	地下水	表流水 湧き水 その他	健康診断(検便)実施月
浄水方法	塩素滅菌	緩速ろ過 急速ろ過 膜ろ過 その他	1回目 12月
水質検査委託機関名称			2回目 月

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根 拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
12 フッ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタノ酸(PFOA)	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
21 ベンゼン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
22 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
24 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
26 ジプロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
27 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
28 総トリハロメタン(クロロホルム、ジプロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
29 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
30 プロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
31 プロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
32 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
33 亜鉛及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
34 アルミニウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
35 鉄及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
36 銅及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
37 ナトリウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
38 マンガン及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
39 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
40 カルシウム、マグネシウム等	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
41 蒸発残留物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
42 陰イオン界面活性剤	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
43 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回					○								1	水源が地下水であるため
44 1・2・7-テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回					○								1	水源が地下水であるため
45 非イオン界面活性剤	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
46 フェノール類	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
47 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
52 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		9	23	9	9	52	9	9	23	9	9	23	9		

※1 検査回数省略場合は根拠を記入すること。ただし年に1回以上は全項目検査を実施することを推奨する。

令和8年度 浄水水質検査計画表（別表1）

水道事業名	関市上水道	水道技術管理者名
浄水場名	関市板取二共地区浄水場	水道課 河村 弘和
採水の場所(住所及び施設名)	関市板取4852-1 先	
水源種別	地下水 表流水 湧き水 その他	健康診断(検便)実施月
浄水方法	塩素滅菌 緩速ろ過 急速ろ過 膜ろ過 その他	1回目 12月
水質検査委託機関名称		2回目 月

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根 拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎			○			○						○	4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月毎			○			○						○	4	3ヶ月に1回省略不可
12 フッ素及びその化合物	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
15 1,4-ジオキサン	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタノ酸(PFOA)	3ヶ月毎			○			○						○	4	3ヶ月に1回省略不可
21 ベンゼン	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
22 塩素酸	3ヶ月毎			○			○						○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○						○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 クロロホルム	3ヶ月毎			○			○						○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○						○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎			○			○						○	4	3ヶ月に1回省略不可
27 臭素酸	3ヶ月毎			○			○						○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎			○			○						○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○						○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 プロモジクロロメタン	3ヶ月毎			○			○						○	4	3ヶ月に1回省略不可
31 プロモホルム	3ヶ月毎			○			○						○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○			○						○	4	3ヶ月に1回省略不可
33 亜鉛及びその化合物	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
34 アルミニウム及びその化合物	3ヶ月毎			●			●			○			●	4	基準値の5分の1超過
35 鉄及びその化合物	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
36 銅及びその化合物	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
37 ナトリウム及びその化合物	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
38 マンガン及びその化合物	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
39 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
40 カルシウム、マグネシウム等	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
41 蒸発残留物	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
42 陰イオン界面活性剤	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
43 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
44 1,2,7-トリメチルビスシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
45 非イオン界面活性剤	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
46 フェノール類	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
47 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
52 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		9	9	24	9	9	24	9	9	52	9	9	24		

※1 検査回数省略場合は根拠を記入すること。ただし年に1回以上は全項目検査を実施することを推奨する。

令和8年度 浄水水質検査計画表（別表1）

水道事業名	関市上水道					水道技術管理者名
浄水場名	関市板取大知摩取水場					水道課 河村 弘和
採水の場所(住所及び施設名)	関市板取大知摩取水場					
水源種別	地下水	表流水	湧き水	その他		健康診断(検便)実施月
浄水方法	塩素滅菌	緩速ろ過	急速ろ過	膜ろ過	その他	1回目 12月
水質検査委託機関名称						2回目 月

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根 拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
12 フッ素及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタノ酸(PFOA)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
21 ベンゼン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
22 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
27 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 プロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
31 プロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
33 亜鉛及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
34 アルミニウム及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
35 鉄及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
36 銅及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
37 ナトリウム及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
38 マンガン及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
39 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
40 カルシウム、マグネシウム等	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
41 蒸発残留物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
42 陰イオン界面活性剤	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
43 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回								○					1	水源が地下水であるため
44 1・2・7-テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回								○					1	水源が地下水であるため
45 非イオン界面活性剤	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
46 フェノール類	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
47 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
52 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		9	23	9	9	23	9	9	52	9	9	23	9		

※1 検査回数省略場合は根拠を記入すること。ただし年に1回以上は全項目検査を実施することを推奨する。